**○防衛省告示第八十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年四月二十三日から同月二十七日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第八十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年四月二十四日及び同月二十六日（予備、同月二十五日及び同月二十七日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第八十二号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年四月二十四日及び同月二十六日（予備、同月二十五日及び同月二十七日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○東北地方整備局告示第百二十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| いわき市三和町渡戸字宿頭一三八番一から同市三和町渡戸字宿頭一六五番一まで | 前 | 一一・三四～一九・六一 | 〇・一二〇 |
| | 後 | 一一・三四～四九・二八 | 〇・一二〇 |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　供用開始の区間

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| いわき市三和町渡戸字宿頭一三八番一から同市三和町渡戸字宿頭一六五番一まで | 前 | 一一・三四～一九・六一 | 〇・一二〇 |
| | 後 | 一一・三四～四九・二八 | 〇・一二〇 |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| いわき市三和町中寺字大平一二六番一から同市三和町中寺字大平一二八番二七まで | 前 | 一二・九五～二九・七八 | 〇・一二四 |
| | 後 | 一二・九五～三三・三二 | 〇・一二四 |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日　東北地方整備局長　津田　修一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十九号 | いわき市三和町中寺字大平一二六番一から同市三和町中寺字大平一二八番二七まで | 東北地方整備局及び同局磐城国道事務所 |

供用開始の期日　平成三十年四月十日